

未来型図書館等複合施設の整備について

◆未来型図書館等複合施設整備費について

Q 基本計画時の86.3億円から今回105.3億円に増加した理由と市民負担額について。

A 物価高騰を見込むとともに、事業算定の精度向上を図った結果、増加した。防衛省や国土交通省の補助制度や地方債を最大限活用することにより、市の実質負担額は約30.1億円まで圧縮される見通し。

Q 図書館は図書館法に基づく社会教育施設であり、市民の学習権を保障するところである。利益を目的とする特別目的会社が運営する指定管理方式はなじまないと思う。

A 市民の学びを支える社会教育施設としての理念は、PFI手法や指定管理の導入によって阻害されるものではない。市としても定期的なモニタリングによる運営内容の確認・評価を行う。

Q 未来型図書館の図書司書は正規で採用されるのか。

A 指定管理者となる民間事業者の個別の雇用形態に市が直接指示することは

できないが、働きがいのある環境となるよう、官民連携で取り組んでいきたい。



特別目的会社（SPC）が担う未来型図書館

◆こども誰でも通園制度について

Q 本制度の実施施設予定数をどのくらいと考えているのか。

A 類似事業である一時預かり事業として、昨年度は市内40施設のうち36施設が実施。利用者は478人。ニーズに大幅な増加はないと見込んでいる。

Q 現在でも「マイ保育園事業」や「一時預かり事業」がある中で「こども誰でも通園制度」を事業者が実施する上で必要な諸準備をどう指導されるのか。

A 施設長会との慎重な協議を重ねながら、事業を円滑に実施できるよう必要な準備を進めていく。



はしまと よねこ
橋本 米子
議員

一括質問



未来型図書館・防災体制・高齢者見守り・空き家利活用について

◆未来型図書館について

Q 本施設における建築資材、部材の活用は。

A 積極的に地域産材や地域の技術の活用を求め、資機材や備品等の調達及び職員雇用は可能な限り市内から行い、地域経済への波及に考慮する。

Q 駅と図書館間を、自動運転バスによる直行便で運行しては。

A 新しいまちの拠点となる本施設へのアクセスは重要な観点として整理し、本施設への移動にふさわしい公共交通を検討していく。

市が確保する車両については、民間事業者が所有するトイレカーの活用を優先に考えている。

◆空き家の利活用促進について

Q 利活用促進への支援状況は。

A 空き家の改修補助は、最大50万円の補助額であり、過去5年間の利用実績は122件である。

Q 特定地域づくり事業協同組合等と連携した移住者支援について。

A 組合・市・支援法人が連携し、移住希望者の多様なニーズに応じたマッチング等により、安心して就労、移住・定住が図られるよう取り組んでいきたい。



ひがし こういち
東 浩一
議員

一括質問



◆災害時のドローン運用について

Q 緊急時の運行ルートの確保及び離着陸場所の設定が必要では。

A 災害時は、平時の飛行ルートによる輸送手段の活用が有効であり、新規ルートの設定は、離着陸場所の設定や備蓄の増強、避難者輸送などを含めた検討が必要である。

Q 災害時のトイレカー導入について。

A 国の登録制度を活用して登録された車両を広域的に活用することを基本とし、

◆高齢者見守り支援について

Q 北陸電力が見守りサービスを行っているが、本市の見守り支援充実に向けての考え方は。

A 北陸電力のサービスは導入コストや利用料が安いという利点がある。本市としては、必要としている方へ様々な支援サービスの情報提供を行っていきたい。

一般質問

未来型図書館の債務負担行為について

たかの
高野 哲郎
議員

一括質問



動画でチェック

複合施設費について

にった
新田 寛之
議員

一問一答



動画でチェック

◆未来型図書館について

Q 市は、債務負担行為（借金）174億円を認めるよう議会に求めている。起債型PFI手法を採用した背景と理由は。

A 民間ノウハウの発揮等が期待されることから、設計・建設・管理運営を一括性能発注するPFI手法が最適であると判断した。また、財政負担の見通しが立てやすくなることから、起債型を採用した。

Q 管理運営費について、15年間で年平均4億6,100万円、市民一人あたりに換算すると4,500円であるが、この金額は妥当なのか。

A 市民ギャラリーなど多面的な機能を有し、また、社会からの孤立を感じている方々を含めた、あらゆる人々の満足度を高める運営に重点を置いた施設であることから、一定の人員、費用が必要となる。

Q 管理運営期間15年の長期契約となるが、持続性は保たれるのか。

A 市からのサービス対価や貸館等の使用料収入等は、事業の安定した財政基盤を支えるものとなる。

Q 今回の多額の投資を説明する上で、来館者40万人は「必達」の目標と考えるが、市の考えは。

A 既存施設の利用実績や、類似施設の実績も参考に、運営期間を通じて継続的に達成すべき水準として設定した。

Q 仮に来館者数が目標に達しない場合、市が払う運営費は。

A 大きく目標を下回る場合は、事業内容等の見直しや、改善計画の提出を求める予定。改善がない場合は、支払額の減額も可能。

Q これからの20年間、議会への報告体制は。

A 今後も適宜報告しながら進めることで、議会のチェック機能が十分に発揮されるよう努めていく。



未来型図書館建設予定地

◆本市の財政状況について

Q 現在の市債残高は。

A 全会計の市債残高は、平成21年度末の1,434億円をピークに徐々に減少し、その後、令和元年度末で1,199億円、令和6年度末で1,046億円となっている。

Q 金利が1%、小松市職員の給与が毎月1万円上がった場合の市債元利償還金や人件費に与える影響額は。

A 令和7年度予算において、全会計で新たに発行する市債109億円に借換え債の15億円を加えた124億円分について、仮に金利が1%上昇した場合の影響額を試算すると利払い額は1.2億円増加となる。人件費については、毎月の給与だけでなく、賞与、社会保険料も含めて推計すると、全会計の職員分で約3億3千万円の増加となる。

◆未来型図書館等複合施設について

Q 管理運営費の財源は。

A 公共施設の管理運営費に対する補助金については、一般的に恒常的な補助制度は設けられておらず、現時点では市の一般財源等での負担を基本に考えている。

Q 施設整備費は補助金の獲得により、市負担が抑えられたことは評価するが、管理運営費の毎年4億6千万円の負担が重い。他事業への影響や、市民サービスの低下及び受益者負担増等が懸念される。

A 財源については、産業団地など産業創生の好循環を生み出す取組により、税収増につなげていく。財源を確保するためにサービスを見直すことはしない。受益者負担は、マクロの中でバランスを見ながら、政策・制度の見直しを判断し、より効率的に、より効果のあるものへと転換し、市民サービスのさらなる向上を目指していきたい。

子どもを守ること

◆学校における保護者対応

- Q** 保護者からの過度な要求で悩む先生の実情をどう把握しているのか。
- A** 保護者対応にストレスを抱える教員は少なくない。現場では担任から管理職へ段階的に対応している。学校で解決できないものは教育委員会が対処しており、今年度は12件あった。
- Q** 教委は過度な要求に対する明確な基準と学校を守る体制をどう整備しているのか。
- A** 教委として独自の基準は定めていないが、市要綱に基づき不当要求と正当な要求を区別して対応している。顧問弁護士のサポートに加え、今年度から教員が教委へ直接メールで相談できる体制を整備した。
- Q** 東京都教委は12月上旬、過度な要求への対応ガイドラインを公表した。本市も対応方針を作成してはどうか。
- A** 必要性、妥当性についてしっかりと検討していきたい。
- Q** 管理職が先生を守るため、研修での保護者対応・危機介入・メンタルケアの強化を求める。

A 教員が一人で悩みを抱えないことが重要であり、効果的な研修についても検討し、実施したい。

Q 先生が追い込まれるほど、子どもたちに向き合う力は失われてしまう。先生を守る体制づくりを教委が先頭に立って進めていくという決意を聞かせてほしい。

A 教育長として現在の考えをお伝えしたい。不適切な要求にはルールに基づき毅然と対応し、管理職や教委が教員を支え、働きやすい環境整備を進めることで、丁寧な保護者対応と子どもの成長につなげていきたい。

◆乳児等通園支援事業について

- Q** 市外からの利用について。
- A** 他自治体住民の利用も可能。ただ、本市民の優先利用枠を事業者に求めるることは可能なため、利用状況をみて対応していく。
- Q** 月10時間の利用可能時間を自治体判断で増やすのか。
- A** 超過分は市負担となるため、影響が見えるまでは国基準どおり上限10時間で実施する方針。



木下 裕介
議員

一問一答



動画でチェック

◆ヤングケアラーについて

- Q** 子ども家庭庁は記名式のスクリーニングが望ましいとしているが、調査は記名式で行ったか。
- A** 無記名式で行った。

楽になりたいと思っても相談できない現実がある。実際に一度も介護保険事業を使わずに家庭内で介護をしている方もいる。一番の問題は、ケアラーが潜在化していること。市は見えている方だけを支援しているのではないか。

A 今まで声を挙げられなかった方にも目が届くよう、高齢者総合相談センターや社会福祉協議会とも連携しながら支援している。

Q 地域サロンやカフェを運営する地域ケアラーの高齢化や負担について、市は現状を把握しているか。

A 高齢化により、活動を継続的に実施することに課題が出ているサロンがあることは認識している。

Q 全てのケアラーを途切れなく、包括的に支えていくためには個別の事業や部署ごとの取組では不十分である。条例化をもって市として体制を明確に示すことが必要だ。

A 条例制定は、市の方針を示し、市民の認識向上を図る上で意義はあると捉えるが、本市としては条例制定以外の手段によって目指していくと考えている。



木村 賢治
議員

一問一答



動画でチェック

ケアラー支援条例が必 要であることについて

- Q** 介護保険制度そのものが、要介護者と家族介護者の支援が一体的となっていると捉えている。
- Q** 他の自治体はケアラーのみを扱うワンストップ相談窓口の事業を行っている。ケアラーは孤独感を感じている。自分が追い詰められている、放棄まではいかなくても、

A 介護保険制度そのものが、要介護者と家族介護者の支援が一体的となっていると捉えている。

A 認識向上を図る上で意義はあると捉えるが、本市としては条例制定以外の手段によって目指していくと考えている。

一般質問

獣害（イノシシ）駆除について



よしむら のりあき
吉村 範明
議員

一問一答



動画でチェック

地方議員の報酬について



みやにし けんきち
宮西 健吉
議員

一問一答



動画でチェック

◆現状と駆除方法について

Q 農業等の被害額、10年間の捕獲頭数の推移及び駆除の方法は。

A 令和元年の14,917千円をピークに減少後、令和5年度以降増加し本年度9,504千円となった。捕獲頭数は豚熱拡大前の約400頭から令和3年度106頭まで減少し、本年度209頭に回復。箱罠での捕獲を実施。

◆狩猟者について

Q 登録者数は。

A 本市在住の、石川県猟友会能美小松支部の会員は75名である。

Q 狩猟免許取得者の内訳と取得者の最年少及び平均年齢は。

A 第一種銃猟が26名、第二種銃猟が2名、罠猟が60名、網猟が2名。最年少は26歳で平均年齢は61.8歳である。

Q 資格取得までのプロセスと資格取得への支援は。

A 猟具に応じた狩猟免許が必要で、試験が実施されている。銃猟にはさらに銃砲所持許可が必要で、講習会や射撃試験を経て申請可能となり、猟銃取得まで数か月かかる。

イノシシ被害対策協議会では、免許申請手数料や講習費用を全額補助している。

Q 猟友会登録時の費用負担と駆除の報酬は。

A 年会費19,500円と狩猟税及び登録手数料が必要。報酬は成獣1頭18,000円～19,000円で、このほかイノシシ協議会より助成金支給や餌代補助がある。

◆捕獲後の取扱いについて

Q 処理方法は。ジビエアトリエの現状と当初の目標値との整合性は。

A ジビエ利用可能な個体はジビエアトリエへ引き渡し、適さない個体はエコロジーパークで処分している。豚熱感染拡大前に年1,000頭の利用計画で建設されたが、制限の影響で処理数は減少。本年度150頭が搬入された。生息数増加で搬入数は増えている。

◆捕獲頭数を増やすための今後について

Q 狩猟者登録増の施策は。

A 従来1町内1名としていた捕獲従事者の増員を認めるなど、捕獲強化や農作物被害軽減につながる支援を行う。

◆本市の議会費の割合について

Q 過去15年間の経緯は。

A 議会費の割合は平成23年度が1.1%で最も高く、その後は0.7～1.0%で推移している。15年前と令和7年度を比較すると、議会費そのものは減少していないが、財政規模そのものが増加傾向にあることから議会費の割合が低くなっている。

◆本市大卒職員の初任給の推移は

Q 過去15年間の経緯は。

A 令和7年度の大卒初任給は平成22年度比27.8%増の大幅引き上げとなった。一方、過去には減額や据え置きもあり、社会情勢を反映して推移している。

◆議員の特別職報酬等審議会について

Q 議員1人当たりの年経費は、報酬月52万円、期末手当、政務活動費、共済給

付費、委員会視察研修費等を合計し約1,142万円である。長年報酬は上がっておらず、議員の資質向上を図るには、議員報酬を適正水準に引き上げる必要がある。

議員定数については、本市の人口が10万人を割り込んだ際は、議員定数を2名減らすべきと考える。

特別職報酬等審議会の開催の流れを伺う。

A 議長からの議員報酬改定提案に対し、市長が特別職報酬等審議会を設置・諮問し、審議会の答申を受け、条例改正案を市議会に提出する流れとなる。

Q 市長を含め市三役の特別職の報酬についても一緒に検討しないか。

A 特別職の報酬は、小松市との類似団体や県内自治体の動向を踏まえ、バランス等を十分配慮して検討する必要がある。現時点では三役の報酬検討には入っておらず、まずは議会から議員報酬について要請があれば、審議会で市民意見を聞き決定したい。